

平成16年
第4回定例会

合併関連議案等166件を議決

— 2月7日新たな東広島市がスタート

平成17年2月7日に旧賀茂郡黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・旧豊田郡安芸津町と合併し、新たな東広島市がスタートしました。

平成16年第4回（12月）定例会では、合併に伴って整備が必要となる条例案120件、5町の予算の引継ぎと現行予算の過不足を調整する予算案20件、その他の合併関連議案14件等、合計166件の議案を審議しました。

これら166議案のうち、160議案については、常任委員会など所管の委員会に付託し、委員会での審査を経て、定例会最終日に各委員長の報告、討論、採決が行われ、すべて提案どおり可決しました。また、その他の4議案についても定例会初日と4日目に審議し、提案どおり可決しました。

また、継続審査となっていました平成15年度歳入歳出決算の認定及び平成15年度水道事業会計決算の認定については、定例会初日に決算特別委員長から委員会での審査の経過と結果が報告され、討論、採決の結果、いずれも認定しました。

常任委員会に 付託して可決した案件

〔総務委員会付託案件〕

●大和町と東広島市との間における消防事務の事務委託
大和町の消防事務を受託するもの。

●広島県市町村公務災害補償組合への加入
広島県市町村公務災害補償組合に加入し、補償事務を共同処理するもの。

●相互救済事業の委託
財団法人全国自治協会に相互救済事業を委託するもの。

●賀茂広域行政組合の解散
賀茂広域行政組合を解散するもの。

●賀茂広域行政組合の解散に伴う財産処分
賀茂広域行政組合の財産処分を定めるもの。

●賀茂広域行政組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定
賀茂広域行政組合の事務承継等を定めるもの。

●広島中央広域行政組合を組織する地方公共団体の減少及び組合規約の変更
広島中央広域行政組合から大和町等が脱退するもの。

●広島中央広域行政組合の財産処分
大和町の脱退に伴い、広島中央広域行政組合の財産処分を定めるもの。

●字の名称の変更等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
施設の位置等の表示から「大字」の文字の削除等を行うもの。

●火災予防条例の制定
火災予防に関し必要な事項を定めるもの。

●支所設置条例の制定
支所を設置するもの。

●消防本部及び消防署の設置等に関する条例の制定
消防本部及び消防署を設置するもの。

●板城西財産区議会設置条例の制定
板城西財産区議会を設置するもの。

●入野財産区議会設置条例の制定
入野財産区議会を設置するもの。

●竹仁財産区管理会条例の制定
竹仁財産区管理会を設置するもの。

●竹仁財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定
竹仁財産区管理委員の報酬等を定めるもの。

●久芳財産区管理会条例の制定
久芳財産区管理会を設置するもの。

●久芳財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定
久芳財産区管理委員の報酬等を定めるもの。

平成16年第4回定例会 議決状況

第4回定例会で可決した案件

- 議案……………162件
- 議員提出議案 ……4件

- 賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町の編入に伴う東広島市税条例及び東広島市都市計画税条例の適用の特例に関する条例の制定
市税及び都市計画税の課税の特例を定めるもの。
- 選挙公報発行条例の制定
選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるもの。
- 広島空港周辺整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定
基金を設置するもの。
- 大芝島地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定
基金を設置するもの。
- 表彰条例の一部改正
町が表彰した者の取扱いを定めるもの。
- 名誉市民条例の一部改正
町の名誉市民の取扱いを定めるもの。

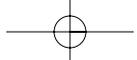
- 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
退職報償金の算定の際、各町の消防団員の在職期間を通算するもの。
- 防災会議条例の一部改正
防災会議の委員定数を改定するもの。
- 交通安全対策会議条例の一部改正
賀茂広域行政組合を解散し、消防局を設置することに伴う規定の整備を行うもの。
- 手数料条例の一部改正
消防関係等の手数料を定めるもの。
- 個人情報保護条例の一部改正
町が保有する個人情報保護対象とするもの。
- 情報公開条例の一部改正
町が保有する公文書を公開対象とするもの。
- 職員定数条例の一部改正
職員定数を改定するもの。

- 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正
賀茂郡内の旅費の特例を廃止等するもの。
- 職員の給与に関する条例の一部改正
消防職等の給料表を追加するもの。
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
消防業務等の特殊勤務手当を追加するもの。
- 職員の旅費に関する条例の一部改正
賀茂郡内の旅費の特例を廃止するもの。
- 職員の再任用に関する条例の一部改正
消防職員等に係る所要の改正を行うもの。
- 職員の勤務の宣誓に関する条例の一部改正
消防職員に係る所要の改正を行うもの。
- 事務分掌条例の一部改正
組織の見直しを行うもの。
- 附属機関の設置に関する条例の一部改正
福富町の附属機関等を市の附属機関として設置するもの。

■第4回定例会の日程

12月 8日 (1日目)	開会、会期の決定、決算特別委員長報告—議案採決 (認定可決)、議案説明、議案付託 (常任委員会・議会運営委員会・合併に関する調査特別委員会)、議員提出議案審議
12月10日 (2日目)	一般質問
12月13日 (3日目)	一般質問
12月14日 (4日目)	一般質問、議員提出議案審議、付託議案の合併に関する調査特別委員会・議会運営委員会審査
12月15・16・17・20日	付託議案の常任委員会審査
12月24日 (5日目)	常任委員長・議会運営委員長・合併に関する調査特別委員長報告—議案採決 (原案可決)、閉会

- 消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正
消防賞じゅつ金等の支給対象者を消防職員とするもの。
- 財産区特別会計設置条例の一部改正
財産区特別会計を新設するもの。
- 土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正
基金の額を変更するもの。
- 使用料条例の一部改正
使用料に関する経過措置を定めるもの。



●議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例等の廃止

広島県市町村公務災害補償組合への加入に伴い、公務災害の關係条例を廃止するもの。

●広島県市町村職員退職手当組合への加入

広島県市町村職員退職手当組合に加入し、退職手当に関する事務を共同処理するもの。

●退職手当基金の設置、管理及び処分に關する条例の一部改正

広島県市町村職員退職手当組合への加入に伴い、基金の設置目的を変更するもの。

●職員退職手当支給条例及び特別職等の退職手当に関する条例の廃止

広島県市町村職員退職手当組合への加入に伴い、關係条例を廃止等するもの。

〔反対討論〕

退職手当組合關連3議案について、積立による運用益も還元されず、事務費負担も加わり、加入するメリットがない。組合の条例も整理されていない。

●議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正

合併に伴う増員選挙に係る公費負担の算定方法を定めるもの。

●分担金等に関する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正

延滞金等に関する経過措置を定めるもの。

●特別会計条例の一部改正

特別会計を新設するもの。

●都市基盤整備基金の設置、管理及び処分に關する条例の一部改正

基金の対象区域を新市の区域に変更するもの。

〔文教厚生委員会付託案件〕

●公の施設の区域外設置並びに同施設の管理及び運営事務の事務委託

安芸津地域福祉推進施設を竹原市との共同設置とし、その管理運営を受託するもの。

●国民健康保険診療所基金の設置、管理及び処分に關する条例の制定

基金を設置するもの。

●重度心身障害者医療費支給条例の一部改正

医療費の支給に関する経過措置を定めるもの。

●乳幼児医療費支給条例の一部改正

医療費の支給に関する経過措置を定めるもの。

●ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正

医療費の支給に関する経過措置を定めるもの。

●重度心身障害児福祉手当支給条例の一部改正

支給要件に関する経過措置を定めるもの。

●介護保険条例の一部改正

保険料の賦課に関する経過措置を定めるもの。

●国民健康保険条例の一部改正

保険税の賦課に関する経過措置を定めるもの。

●国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険が行う保健事業に診療所を加えるもの。

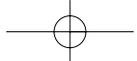
●平成16年度一般会計補正予算（第2号）を可決しました
補正額 93億3,818万8千円増 総額 519億8,692万7千円

（主な補正内容）

・ 議会費（増員する市議会議員の報酬の追加など）	1,254万5千円増
・ 総務費（退職手当基金積立金の増など）	7億8,145万7千円増
・ 民生費（生活保護費の増など）	10億6,114万9千円増
・ 衛生費（最終処分場整備事業費の増など）	13億8,181万4千円増
・ 労働費（緊急地域雇用創出特別交付金事業費の増など）	513万6千円増
・ 農林水産業費（地籍調査事業費の増など）	5,935万8千円増
・ 商工費（企業立地促進に係る助成金の減など）	4,636万円減
・ 土木費（天文台へのアクセス道整備費の追加など）	5億9,738万3千円増
・ 消防費（消防職員の職員給与費の追加など）	2億8,792万4千円増
・ 教育費（安芸津学校給食センター建設事業費の追加など）	4億4,296万円増
・ 災害復旧費（土木施設災害復旧費の増など）	1億1,765万1千円増
・ 公債費（5町の地方債の元金償還金の追加など）	30億913万3千円増
・ 諸支出金（5町の一時借入金の返済金の追加など）	16億2,803万8千円増

<反対討論>

福富給食センターの運営費が他のセンターと比べて多いのは、委託により経費がかかるからである。また、給食業務について民間委託の道を切り開くことになるので反対する。



平成16年第4回定例会 議決状況

- 高額医療費貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部改正
基金の額を変更するもの。
- 放課後児童健全育成事業条例の一部改正
町の施設を市の施設として設置することに伴い、利用料の経過措置を定めるもの。
(反対討論)
河内町と安芸津町のいきいき子どもクラブ事業の利用料が無料から30000円へと一気に高くなる。
- スポーツ振興審議会設置条例の一部改正
委員定数を改定するもの。
- 図書館協議会設置条例の一部改正
委員定数を改定するもの。
- 福祉バス設置及び管理条例の廃止
町の事業の運営方法に合わせるため廃止するもの。
- 文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正
地域文化振興基金を設置するもの。
- **【市民経済委員会付託案件】**
町の区域の設定並びに町及び字の名称の変更
町の区域の設定及び字の名称から「大字」の文字の削除等を行うもの。

●平成16年度特別会計予算 を可決しました

会 計 名	総 額
黒瀬地区工業団地污水处理施設事業	53万1千円
河内臨空団地污水处理施設事業	36万2千円
特定地域生活排水処理事業	181万7千円
安芸津港湾事業	316万1千円
竹仁財産区（管理会）	5万7千円
久芳財産区（管理会）	3万5千円

●平成16年度特別会計補正予算 を可決しました

会計名（補正回数）	補正額（補正内容）	総 額
住宅新築資金等貸付事業（1）	713万4千円増	2,063万3千円
公共下水道事業（2）	14億9,849万1千円増	82億4,770万2千円
中核工業団地污水处理施設事業（1）	（財源更正）	2,046万3千円
原地区工業団地污水处理施設事業（1）	（財源更正）	329万1千円
志和流通団地污水处理施設事業（1）	（財源更正）	1,063万2千円
農業集落排水事業（1）	6,925万2千円増	1億4,300万3千円
西条第一土地区画整理事業（2）	2億6,871万3千円減	1億5,182万円
東広島駅前土地区画整理事業（2）	1億1,764万6千円減	5億2,123万3千円
ひがしひろしま墓園管理事業（1）	530万円減	3,086万1千円
国民健康保険（2）	事業勘定	15億8,769万7千円増
	直営診療施設勘定	（勘定の新設）
老人保健（3）	18億9,593万2千円増	108億4,072万2千円
介護保険（2）	保険事業勘定	10億2,832万1千円増
	介護サービス事業勘定	（勘定の新設）

<反対討論>

西条第一土地区画整理事業について、年度末まで3か月あるが、保留地の処分を見込まない減額補正に納得できない。

●平成16年度水道事業会計補正予算（第2号） を可決しました

区 分	補 正 額	総 額
収益的収入及び支出	収 入	8,096万円
	支 出	3億2,878万8千円
資本的収入及び支出	収 入	5,511万7千円
	支 出	1億7,108万円

- 農業委員会の部会の委員定数に関する条例の制定
農業委員会の部会の委員定数を定めるもの。
- 印鑑条例の一部改正
町が交付した印鑑登録証に関する経過措置を定めるもの。
- 農林業施設等の事業分担金徴収条例の一部改正
町の分担金を市の分担金として定めるもの。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
賀茂広域行政組合の事務承継に伴う所要の改正を行うもの。
- 水洗便所改造資金貸付条例の一部改正
農業集落排水事業の処理区域を資金貸付の対象とするもの。
- 大和町と東広島市との間における一般廃棄物処理事務の事務委託
大和町のごみ・し尿処理事務を受託するもの。

●東広島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定

一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続を定めるもの。

●専用水道等の設置及び給水に関する条例の制定

町の専用水道等を市の施設として設置するもの。

●漁港管理条例の制定

安芸津町の漁港の維持管理に關し必要な事項を定めるもの。

〔反対討論〕

砂利採取は漁場を荒らし県は事業認可しない方針としている。砂利採取料に係る規定は必要ない。

●企業立地促進条例の一部改正

指定事業者に関する経過措置を定めるもの。

〔反対討論〕

大企業への優遇措置を拡大することになる。

●農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部改正

町の選挙区の設定及びその定数を定めるもの。

●野犬の薬殺に関する条例の廃止

合併に伴う事務事業の見直しにより条例を廃止するもの。

〔建設委員会付託案件〕

●地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定

町の地区計画の区域内における建築物の制限を定めるとともに既存の市の条例を一本化するもの。

●自転車等の放置防止に関する条例の一部改正

自転車等の移動費用の徴収に關し所要の改正を行うもの。

●都市公園条例の一部改正

使用料に関する経過措置等を定めるもの。

●公共下水道条例の一部改正

使用料に関する経過措置を定めるもの。

●都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正

町の区域における受益者負担金等を定めるもの。

●水道給水条例の一部改正

水道料金等の経過措置を定めるもの。

●水道事業の設置等に関する条例の一部改正

町の水道を市の施設として設置するもの。

●住宅新築資金等貸付条例の廃止

町の取扱いに合わせて条例を廃止するもの。

平成15年度決算を認定しました 【決算特別委員会付託】

《決算特別委員会の審査概要》

●平成15年度歳入歳出決算

▽委員からの主な指摘・要望事項
・収納率の向上と未収入金の解消（関係部署・関係団体等との連携、適正な債権管理、悪質滞納者への一層厳しい対応など）
・緊急的な対応も行う柔軟で効率的な市道整備等生活関連事業の執行
・バランスのとれた財政運営（適切な基金の積立て・取崩し、市債の発行抑制など）
・職員の恒常的な時間外勤務の縮減と健康管理
・消費生活保護の観点での相談員の増員

・人権教育の積極的推進
・災害等を踏まえたひとり暮らし高齢者への訪問体制の充実
・飼い主への啓発を含めた野犬対策
・不法投棄に係る市民啓発と警察等関係機関との連携
・新産業等育成支援・中小企業支援の充実
・農業生産法人の設立支援など農業の展望が開ける対策
・学校給食における地産地消の推進
・市営住宅入居者の状況把握と適正な入居対応
・公園の遊具点検の徹底
・区画整理事業の保留地処分対策
・給食センターと自校式の現状を踏まえた学校給食施設の整備方針

▽委員会での反対討論

ほ場整備の道路を早急に市道認定し、交付税算入の対象とすべきである。中小企業支援、市独自の雇用対策にもつと努力すべきである。学校給食で積極的に地産地消に取り組みべきである。学校図書を早期に国基準まで整備すべきである。区画整理事業の保留地処分の一層の努力を望む。市民の理解が得られる食糧費の支出をしていただきたい。国保の資格証の発行を悪質な滞納者に限定すべきである。

▽委員会での賛成討論

厳しい財政状況での7億円の基金積立や、ほ場整備に係る繰上償還の実施を評価する。造賀地区の農業法人の設立も積極的に支援された結果であり本市農業の変革につながった。

▽委員会の意見・審査結果

予算編成時の内容精査や適宜、適正な補正等による財源の効率的な運用を行い、不用額の減少を望む。

償還率の低い住宅新築資金等貸付金や前年度より収納率が低下した国民健康保険税の収納に当たっては、制度の趣旨が十分理解されるよう指導・助言に努め、なお一層の創意工夫と努力を望む。

また、土地区画整理事業に係る保留地の早期完売に向けた努力を望む。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決した。

平成16年第4回定例会 議決状況

■5町及び賀茂広域行政組合の施設を引き継ぐために
次の施設に関する設置及び管理条例案を可決しました

(新しい施設)

- 地域福祉センター
- 児童館
- あきつ世代間交流センター
- あきつ子育て世代向け賃貸住宅
- へき地保育所
- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 津江老人福祉センター
- 安芸津地域福祉推進施設
- 国民健康保険診療所
- 創作村
- 豊栄情報プラザ
- B & G 海洋センター
- 廃棄物処理施設
- 特定地域浄化槽
- 農村交流施設 (アグリセンター)
- 地域研修センター
- 農村環境改善センター
- 小田地区多目的集会施設
- 白竜湖親水公園
- 農畜産物の加工所、直売所、集出荷施設等
- 地域公園

(追加する施設)

- 保育所
- 福祉センター
- 老人集会所
- 小学校・中学校
- 学校給食センター
- 公民館
- 文化センター
- 市民体育施設
- コミュニティスポーツ広場
- 図書館
- コミュニティ活動施設
- 火葬場
- 墓園
- 人権センター
- 自然公園
- 農業集落排水処理施設
- 農村公園
- 勤労福祉センター
- 市営住宅
- 駐車場・自転車駐車場
- 産業団地汚水処理施設

<反対討論>

福富給食センターについて、合併協議に反する調理業務の民間委託を承継しようとしている。協議されていない民間委託を進めようとしている。

● 訴えの提起
西条駅前地区再開発住宅の入居者に対する住宅明渡し等の訴訟を提起するもの。

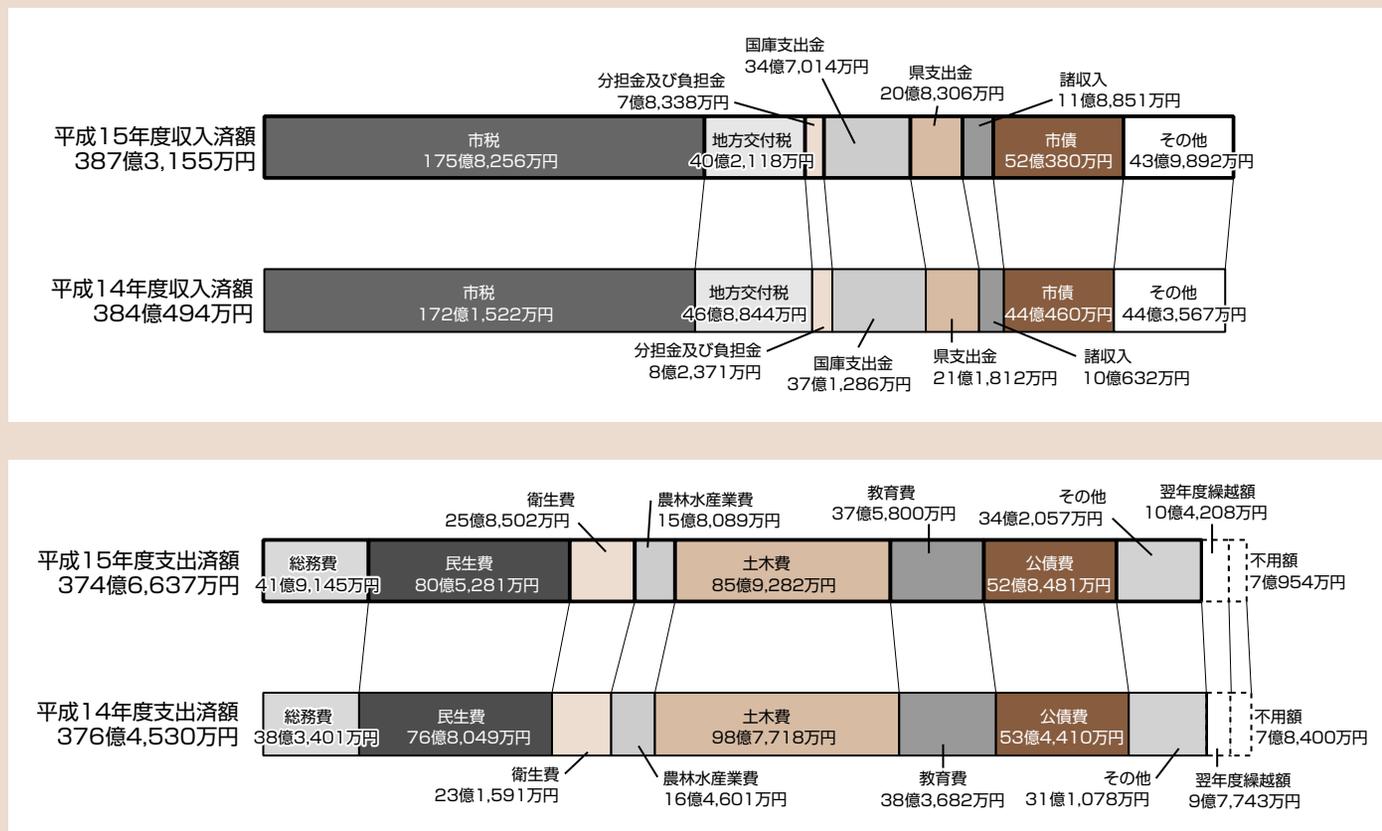
● 広島県と東広島市との間における港湾管理事務の事務委託
広島県の港湾管理事務を受託するもの。

● 市道の路線の認定
稲木5号線など7路線の認定。

● 市道の路線の廃止
稲木5号線など7路線の廃止。

● 竹原市の市道路線の認定の承諾
東広島市の区域内で竹原市が市道認定することを承諾するもの。

■一般会計決算



* 不用額 = 予算総額 - 支出済額 - 翌年度繰越額

合併に関する調査特別委員会に付託して可決した案件

●東広島圏域（東広島市・黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町）合併協議会の廃止

合併に関する協議を行うために設置した東広島圏域合併協議会を平成17年2月6日をもって廃止するもの。

《委員会の審査概要》

▽合併協議会廃止に至る経過

平成14年8月以降、東広島市・賀茂郡5町・安芸津町合併問題協議会（任意協議会）での協議が重ねられ、平成15年5月、大和町を除く1市5町による東広島圏域合併協議会の設置を議決した。本委員会では、合併の方針・期日や新市建設計画をはじめとする協議会の主要42協議項目の協議・調整を何度も重ねた。その結

議員提出議案を可決しました

●議会会議規則の一部改正

議案提出要件等の人数要件の経過措置を定めるもの。

●議会委員会条例の一部改正

委員定数の経過措置及び常任委員会の所管事項の改正を行うもの。

●「食料・農業・農村基本計画」見直しに対する意見書の提出

日本農業の再生の観点から、食料自給率の引き上げを基本に、食の安全・安心に結びつく施策を展開するような「食料・農業・農村基本計画」の見直しを求める意見書を政府に提出するもの。

●平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書の提出

平成17年度政府予算編成に当たり、「地方交付税の所要総額」が確実に確保されるよう求める意見書を国会及び政府に提出するもの。

果、東広島圏域の明るい将来を願い、平成16年5月の合併協定調印を経て、同年6月に合併関連4議案を可決した。平成17年2月7日の「新東広島市」の誕生により合併協議会の任務は終了する。

▽委員会の意見・審査結果

まだ細かな調整を必要とする事項もあるが、これまで以上に魅力的で个性的なまちづくりの実現へ向け、さらなる努力をお願いする。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議会運営委員会に付託して可決した案件

●議会における会派に対する政務調査費の交付に関する条例の一部改正

政務調査費の算定方法の見直し。

●平成15年度水道事業会計決算

▽委員からの主な指摘・要望事項

- ・適正な職員配置（時間外勤務の増加）
- ・水に困っている人を優先した工事
- ・森林保全への取り組み

▽委員会での賛成討論

漏水箇所の発見に対する一層の努力と、水道料金の滞納について各家庭の状況に応じた対応をお願いするが、水道料金を据え置き、できるだけ安く提供した努力を評価する。

▽委員会の意見・審査結果

採決の結果、全会一致で認定すべきものと決した。

▼委員会のまとめ

審査過程であった指摘及び要望、意見等を今後の行政執行の上で十分留意され、改善を図られるよう要望するとともに、新年度予算編成においても十二分に反映されることを強く要望する。

《本会議での反対討論》

平成15年度歳入歳出決算については、中小零細業者、農家の経営安定のための施策が乏しい。雇用促進に向けた努力が不足している。市民生活は一層苦しくなり、生活保護者、国保税滞納者、国保の資格証の発行数、介護保険料滞納者が増えている。生活保護者への対応や福祉タクシー会社の不正請求への対応に問題がある。学校図書の数が増えている。大企業を誘致するための優遇措置や都市基盤整備を最優先課題とする姿勢で、市民の健康と福祉の増進がおろそかにされている。

■特別会計決算

(単位：万円)

会計名	歳入	歳出
住宅新築資金等貸付事業	1,321	1,321
公共下水道事業	585,594	582,139
東広島中核工業団地汚水処理施設事業	2,105	1,680
原地区工業団地汚水処理施設事業	232	232
志和流通団地汚水処理施設事業	834	757
農業集落排水事業	5,467	5,467
西条第一土地区画整理事業	11,798	16,496
東広島駅前土地区画整理事業	48,909	49,131
ひがしひろしま墓園管理事業	4,067	3,700
国民健康保険	735,879	734,055
老人保健	909,367	921,892
介護保険	458,766	452,937

■水道事業会計決算

(単位：万円)

収益的収入	300,667
収益的支出	293,112
資本的収入	110,527
資本的支出	152,536

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てした。